

為替予約取扱規定

1. 適用範囲

外貨定期預金の預入および満期解約の際に使用するため締結した外国為替先物予約（以下「為替予約」という。）は、この規定により取扱います。

2. 為替予約の実行

- （1）為替予約は、締結時に対象となる外貨定期預金を特定し、他の目的に使用することはできません。
- （2）外貨定期預金申込書で「満期日為替予約あり」を選択した場合には、その申込の方法により満期日に解約して元金を円貨によりお支払いします。
- （3）前項の場合、外貨定期預金規定にかかわらず、満期日に当行所定の払戻請求書および公的な本人確認書類の提出は不要とします。

3. 為替予約の解約

- （1）締結した為替予約は、解約できません。
- （2）外貨定期預金の預入までに、当行がやむを得ないものと認めて、預入時の為替予約を解約するときは、その為替予約にかかる外貨定期預金の満期日の為替予約も解約となります。
- （3）外貨定期預金の預入以後、当行がやむを得ないものと認めて、外貨定期預金を期日前に解約するときは、満期日の為替予約も解約となり、外貨定期預金解約元利金の円貨への換算は解約日の当行所定の為替相場によります。
- （4）前二項により為替予約を解約する場合は、精算金をお受取りまたはお支払いいただくほか、当行所定の取消手数料をお支払いいただきます。
- （5）前項の精算金および取消手数料は、第二項による場合は解約時に遅滞なくお支払いいただき、第三項による場合は外貨定期預金元利金円貨額と合算または差し引きしてお支払いするものとします。
注）精算金＝満期日の円建元利合計額－満期日の外貨建元利合計額×中途解約時に締結する満期日までの先物売予約相場

4. 譲渡・解約の禁止

締結した為替予約は他に譲渡・質入れできません。

5. (規定等の変更)

- （1）本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。
- （2）前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以 上

外預 025 (2020.4 改) <2020.4>